

**令和6年度 交流型環境学習事業「京都府自然体験教室」
宿泊施設利用助成実施要領**

1 目的

交流型環境学習事業「京都府自然体験教室」（以下、「本事業」という。）に参加しようとする者が、事業実施前日に集合場所近隣での宿泊が必要な場合、その費用の一部を助成することで本事業への参加を促進する。

2 助成対象者

(1) 令和6年度に実施する本事業の参加者のうち、遠方に居住しているなどの理由により、参加に当たり前日の宿泊が必要となる者とする。ただし、申込の際にこの助成を希望した者に限る。

助成対象例：始発の電車を利用しても集合時間に間に合わない、自宅の出発が著しく早い時間になる等

(2) 助成を請求できるのは1グループにつき最大3人までとし、事業実施前日に宿泊をした参加者に限る。

3 助成金額

助成対象者1人につき2,000円とする。ただし、当該宿泊に要した実費（マイル、ポイント、商品券、サービス券その他のこれらに類するものより負担し、もしくは割引を受けた金額を除く。）が2,000円に満たなかった場合は、当該実費の金額とする。

4 提出資料

(1) 宿泊施設利用補助請求書

※次のいずれかに該当する場合は請求書下部の「施設証明欄」に宿泊施設の証明を受けること。

- ・領収書のあて名が参加者（参加グループの代表者）の氏名と異なる場合。
- ・領収書に〔あて名、領収金額、利用施設名、利用年月日、利用人数〕のいずれかが記載されていない場合。
- ・クレジットカード決済等により料金支払者が参加者と異なる場合。

(2) 宿泊施設の領収書（原本）

※次の場合は、領収書の写しの提出でも可とする。

- ・領収書のあて名が参加者の氏名と異なる場合。
- ・デジタルデータのみでしか領収書の発行を受けられない場合。

5 請求書の提出期限

(1) 9月14日（土）実施分 ：10月15日（火）まで（当日消印有効）。

(2) 11月23日（土・祝）実施分：12月23日（月）まで（当日消印有効）。

6 請求書の提出（お問合せ）先

関西広域連合広域環境保全局環境政策課（滋賀県琵琶湖環境部環境政策課内）

住 所：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

電 話：077-522-5664

メール：de00kouiki@pref.shiga.lg.jp